

よくある質問（認可保育所等保育料）

Ⅰ. 保育料額について

Q 1	保育料はどう決まりますか？
A 1	全ての保護者の市民税所得割額の合計額に応じて鎌倉市が決定します。 4～8月の保育料は前年度、9月～3月の保育料は今年度の市民税所得割額を参照します。
Q 2	保育所等をお休みしても払わないといけないのですか？
A 2	登園していなくても、在籍している限りは保育料が発生します。
Q 3	保育料の金額が、想定した額／市民税所得割から逆算した額と異なるのですが。
A 3	保育料の算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除（ふるさと寄附金含む）・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しないため、想定されていた保育料と異なることがあります。 また、4～8月の保育料は前年度（＝前々年の収入をもとに決定）、9月～3月の保育料は今年度（＝前年の収入をもとに決定）の市民税所得割額を参照するため、現時点の収入と乖離している可能性があります。 なお、保護者の税情報が確認できない場合（例：市外から転入した場合、市民税に関する申告を行っていない場合、所得がなかった場合でもその旨を申告していない場合、海外に在住していた場合等）は仮の保育料として、最大額で算定しています。
Q 4	収入の申告を行いました、保育料が最大額のまま変わりません。
A 4	税情報の反映に時間がかかる場合がございます。確定申告を実施した場合、反映まで数か月かかることがあるようですので、必要に応じて鎌倉市役所市民税課にて住民税に係る手続きを行ってください。なお、手続き後、保育・幼稚園課へお申し出頂けていない場合、変更が反映されないことがあります。必ず控えを持って保育・幼稚園課の窓口へお越しください。
Q 5	子どもが3歳になったのに保育料が無償になっていません。
A 5	保育の無償化は「3歳児クラスから」です。お子さんが満3歳になってすぐに無償になるわけではありません。
Q 6	家庭状況が変わりました（結婚、離婚、同居、障がい者手帳交付／更新、生活保護等）。保育料や副食費（免除／免除取消）も変わりますか？
A 6	変わる可能性があります。 必要な手続きについてご案内しますので、保育・幼稚園課へお問い合わせください。

裏面に続きます

2. 第2子無償化制度について

多子軽減に
関する市 HP



<制度概要>

鎌倉市にお住まいで認可保育所等（※）の0～2歳児クラスに通う第2子以降の保育料は、令和8年9月分の保育料改定分から、保護者と生計を同じくするお子さんが2人以上いる場合、保護者の所得に関係なく、無償となります。（延長保育料や制服費用等は別途お支払いいただきます。）

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業

Q1	変更となる内容を教えてください。
A1	これまで、全ての保護者の市民税所得割の合算額が57,700円以上（世帯年収目安 約360万円以上）の世帯については、第1子としてカウントできる対象を「小学校就学前の子ども」に限定していました。令和8年9月分以降は、この制限をなくし、第1子が小学生以上であっても、保護者と生計を同じくしている場合は第1子としてカウントします。これにより、世帯の所得に関わらず、認可保育所等に在籍する第2子以降の保育料が無償となります。 なお、保護者と第1子の住民票が別の場合等、市で確認ができないときは無償となっていないことがあるため、ご不明な場合は保育・幼稚園課までご連絡ください。

Q2	対象となる児童を教えてください。
A2	以下の要件を全て満たす児童です。 ・鎌倉市に在住している ・認可保育所等（※）の0～2歳児クラス（3号認定）に在籍している ・保護者と生計を同じくする子どもがいる世帯の第2子以降である。ただし、上の子と保護者の住民票上の住所が異なる場合は、市で第2子以降であることの確認ができないため、別途届出が必要です。 なお、鎌倉市に在住しているお子さんが、鎌倉市外の認可保育所等を利用する場合の要件も同じです。

Q3	いつから制度は適用されますか？
A3	令和8年9月分の保育料からです。

Q4	適用にあたり、手続きは必要ですか？
A4	原則不要です。ただし、上の子と保護者の住民票が別の場合（生計を一にしている場合に限る）は市まで以下の届出が必要となります。 ①保育料算定に係る申出書（多子軽減） ※市ホームページに様式があります ②在園児と上の子とのきょうだい関係の分かる書類（戸籍等） ～上の子が18歳以上の場合は以下を併せて提出してください～ ③上の子と保護者が同一生計であることが確認できる書類（上の子が学生の場合は学生証の写し、その他の場合は扶養主の課税証明書等）

Q5	第1子はどのように数えますか？
A5	保護者と生計を同じくする子どもを第1子として算定します。

Q6	最年長の子どもが必ず第1子としてカウントされますか？
A6	保護者と最年長の子どもの生計が別の場合は、第1子としてカウントされません。保護者が最年長の子どもと生計が別の場合は、市まで「保育料算定に係る申出書（多子軽減）」をご提出ください。申出書の様式は、市ホームページをご確認ください。

Q7	大学生のきょうだいがいる場合は第1子になりますか？
A7	保護者と生計が同一である場合、対象となります。なお、別居している場合は、市まで以下の届出が必要となります。 ①保育料算定に係る申出書（多子軽減） ※市ホームページに様式があります ②在園児と上の子とのきょうだい関係の分かる書類（戸籍等） ③上の子と同一生計であることが確認できる書類（上の子が学生の場合は学生証の写し）

Q8	上の子が就職していますが、第1子になりますか？
A8	原則として第1子にはなりませんが、税法上の扶養になる等、生計が同一である場合は対象となることがあります。該当する場合は、市まで以下の届出が必要となります。 ①保育料算定に係る申出書（多子軽減） ※市ホームページに様式があります ②在園児と上の子とのきょうだい関係の分かる書類（戸籍等）（別居している場合のみ） ③扶養主の課税証明書等

Q9	別居している子どもは数えられますか？
A9	別居（保護者と住民票が別である）していても、生計を同じくしている場合は算定対象となることがあります。該当する場合は、市まで以下の届出が必要となります。 ①保育料算定に係る申出書（多子軽減） ※市ホームページに様式があります ②在園児と上の子とのきょうだい関係の分かる書類（戸籍等） ～上の子が18歳以上の場合は以下を併せて提出してください～ ③上の子と同一生計であることが確認できる書類（上の子が学生の場合は学生証の写し、その他の場合は扶養主の課税証明書等）

Q10	年度途中で世帯状況が変わった場合はどうなりますか？
A10	結婚や離婚、同居や別居の開始、就職等、世帯状況や生計状況などに変更があった場合は、変更内容を確認し、再判定を行います。市までお申し出ください。

裏面に続きます

3. 支払方法について

Q 1	保育料はどうやって納めればよいですか？
A 1	認可保育所の場合は原則として鎌倉市が徴収しますので、口座振替または納付書でお支払いください。<u>なお、保育料が改定する4、9月分の納付書は、それぞれ4、9月中旬に発送予定です。発送にお時間を要し、納付日まで期限が短くなる等のご不便が生じるため、鎌倉市では口座振替を推奨しています。</u> 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に通っている場合は、施設に直接納めてください。
Q 2	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の申込をしたいのですが、入所番号が分かりません。
A 2	入所番号は、入所決定通知に記載されている8ケタ（例：0000-0000）の番号です。 入所決定通知を紛失した方は保育・幼稚園課へお問い合わせください。お調べいたします。
Q 3	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の口座は、保護者であれば、父母どちらの名義でも大丈夫ですか？
A 3	大丈夫です。なお、児童名義や保護者ではない祖父母の名義で登録することはできません。
Q 4	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の申込をしました。何月の保育料から引き落としが始まりますか？
A 4	申込後、金融機関から市に口座振替申込書が届くまでしばらく時間がかかります。市から口座振替を開始した旨の通知をお送りしますので、通知に記載された開始月より前の月については、納付書でお支払いください。
Q 5	【認可保育所に通っている方のみ】 納付書で支払う場合、どこで支払えばよいですか？
A 5	以下のいずれかでお支払いください。 ①鎌倉市役所本庁舎（支所ではお支払いいただけません。） ②コンビニエンスストア ③横浜銀行、スルガ銀行、湘南信用金庫、東日本銀行、さがみ農業協同組合、静岡銀行、中央労働金庫、かながわ信用金庫、ゆうちょ銀行

問合せ先：鎌倉市役所 保育・幼稚園課

電 話：0467-61-3894

メー ル：kodomom@city.kamakura.kanagawa.jp